

第9期介護保険料について (第2回試算結果)

資料 2

1. 介護保険料の算出方法

第9期介護保険料は、令和6年度から令和8年度の3年間に必要な給付費見込みや、この期間の被保険者数の見込みを基礎に算出します。

【参考1】算出式

$$\begin{array}{l} \text{① 標準給付費 (介護保険給付費+その他給付費)} \\ + \text{② 地域支援事業費 (総合事業や包括支援センター運営費等)} \\ - \text{③ 国・県・町負担分 (補助金等)} \\ - \text{④ 第2号被保険者負担分相当額} \\ \hline = \text{第1号被保険者負担分相当額} \\ \\ - \text{⑤ 調整交付金見込額} \\ - \text{⑥ 介護保険準備基金取崩額} \\ \hline = \text{保険料収納必要額} \\ \\ \div \text{⑦ 予定収納率} \\ \div \text{⑧ 第1号被保険者見込数 (所得段階で補正された人数)} \\ \hline = \text{保険料基準額} \end{array}$$

第1号被保険者の保険料は、左記の計算式により算定します。

令和6から8年度の3年間に必要な介護保険給付費と地域支援事業に必要な額を見込み、そこから国・県・町が負担すべき金額と、第2号被保険者(40～64歳)が負担すべき金額を引くと、第1号被保険者(65歳以上)負担分相当額が算定されます。第9期では、総費用額の23%相当の額です。

そこから、調整交付金見込額(平均5%、後期高齢者率が高く低所得段階の人の割合が高い本町では11%程度)を引き、必要であれば介護保険準備基金の取り崩し額を引くと、保険料収納必要額が算定されます。

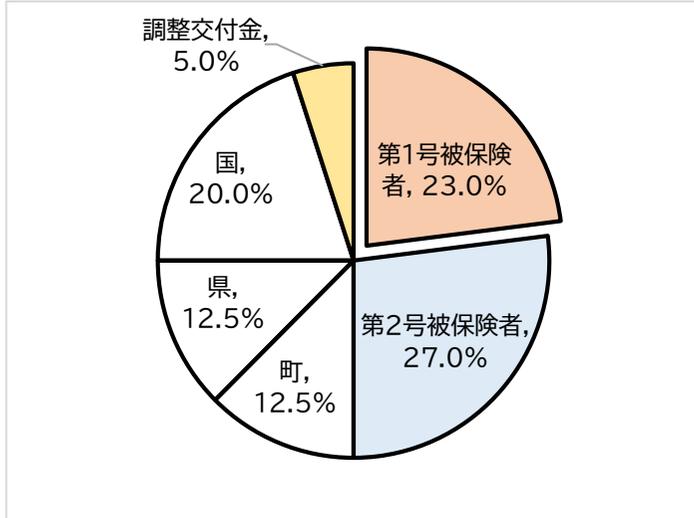
これを、介護保険料予定収納率(令和4年度では99.7%)で割り、さらに第1号被保険者見込数(所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者数)で割ると、保険料基準額が出されます。

国・県・町の負担割合は、事業種別ごとに定められており、その割合は次ページの図のとおりです。

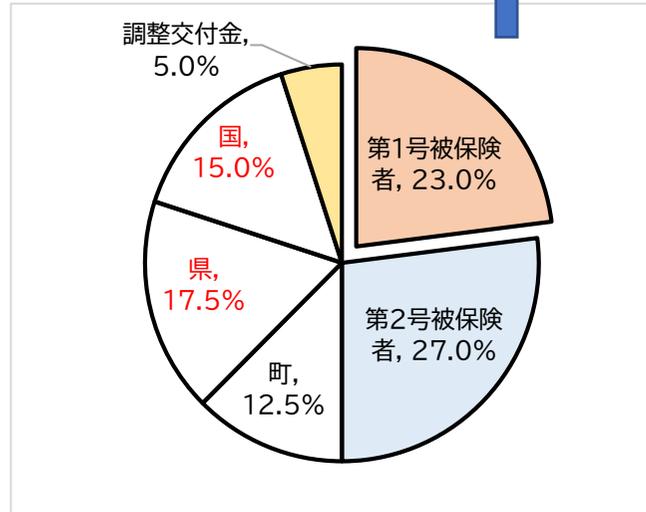
【参考2】算出式中③ 国・県・町負担分の負担割合

①標準給付費

【居宅給付費】



【施設給付費】



(平成18年度から、施設は県指定の理由で国→県に5%財源移譲)

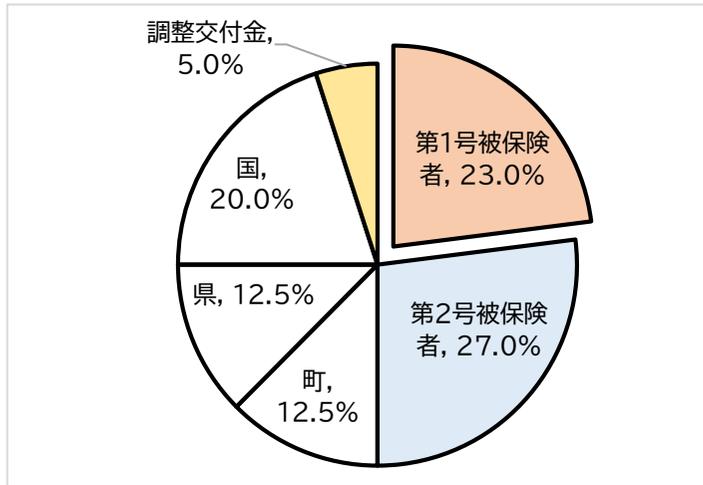
【第1号被保険者負担割合の推移】

期	割合
第1期	17%
第2期	18%
第3期	19%
第4期	20%
第5期	21%
第6期	22%
第7期	23%
第8期	23%
第9期	23%

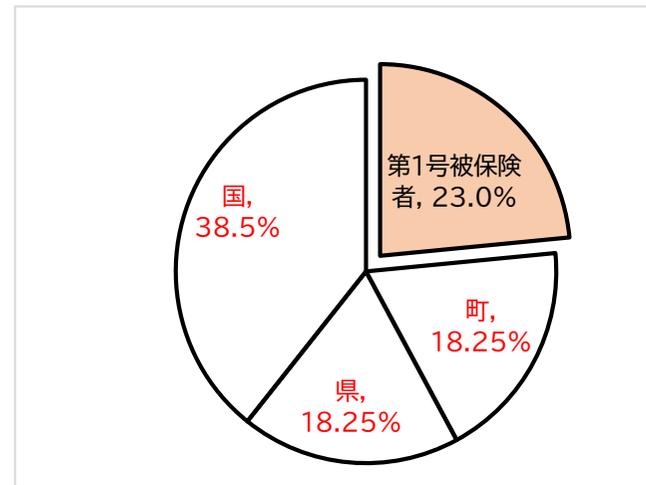
(全国の対象人口比率で決定)

②地域支援事業費

【介護予防・日常生活支援事業費】



【包括的支援事業・任意事業】



(包括的支援事業・任意事業には、第2号被保険者の保険料は財源に当てられない。公費の割合が多い。)

2.第9期介護保険料の試算結果(第2回試算)

第9期介護保険料は、高齢化の進展に伴う施設入所者の増加や、第1号被保険者数の減少等により、上昇する見通しとなりました。

なお、この試算は令和5年12月18日現在の第2回目の試算であり、まだ令和2年度の国勢調査値や、介護報酬改定の影響を反映していません。今後それらが「介護保険見える化システム」に反映される予定で、それにより試算値が変動します。

また、今後ご検討いただく予定としている「介護保険料のさらなる多段階化」や「介護保険準備基金の一部取崩し」を実施するかどうか等により変動しますので、あくまでも参考値としてお取扱いください。

<保険料基準額>

第8期 (R3~R5)	
年額	68,400円
月額	5,700円



【9段階以上の乗率Aの場合】

第9期 (R6~R8)		
年額	73,200円	+4,800円
月額	6,148円	+448円
≒6,100円		

なお、実際に第1号被保険者が負担する介護保険料額は、本人・世帯の所得状況等に応じて変動する仕組みとなっており、第8期までは、これを9段階に区分することを国が標準(保険者が実情に応じて多段階にすることも可能)としており、本町ではほぼ国の標準に合わせていますが、**第9段階を2分割して計10段階としています。**

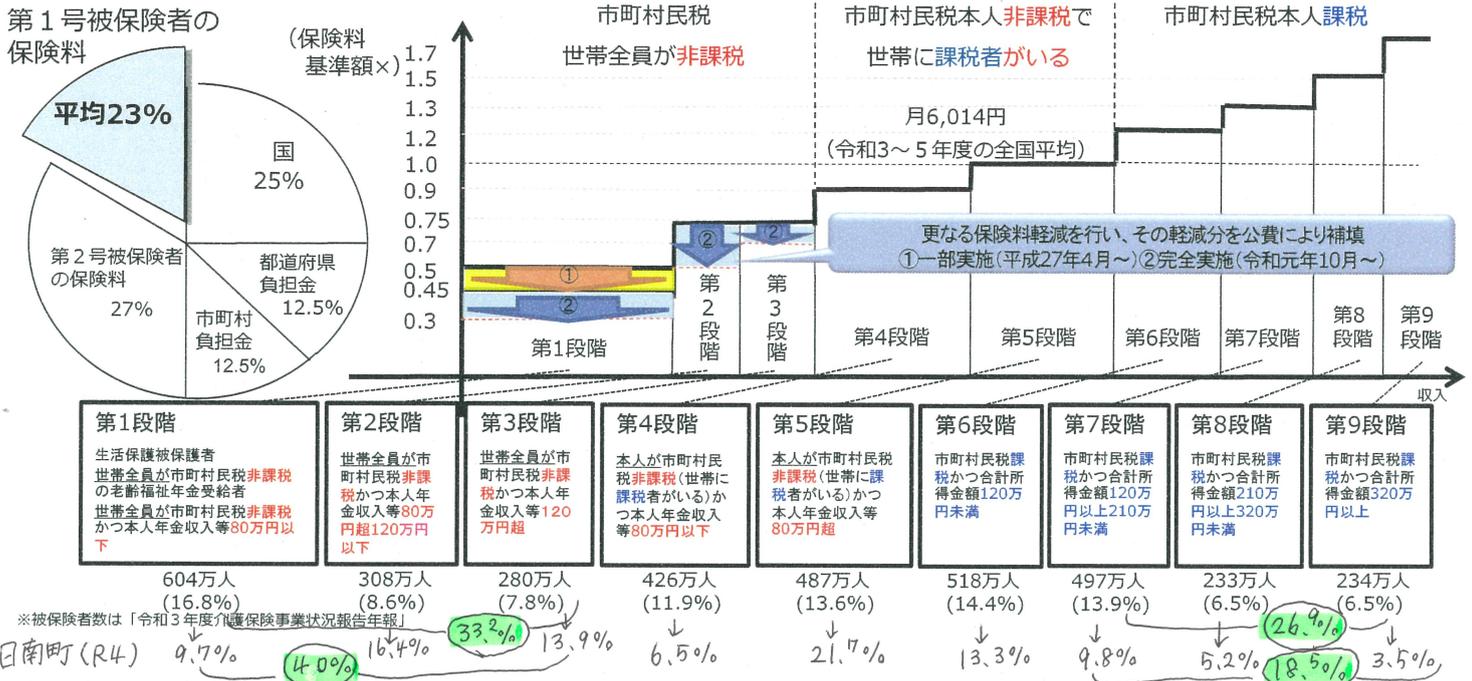
第9期では、国は、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の負担抑制が必要として、次ページの図のように、高所得者の標準乗率を引上げ、低所得者の標準乗率を引下げる等の方針を示しています。

現時点では、国の方針案の詳細が示されていないため、この試算では、国の暫定案を使用して高所得者の標準乗率の引上げ(乗率A)だけを行い、13段階として介護保険料の算出をしています。そのため、あくまでも参考値として取扱う必要があります。

★ **介護保険料の多段階化をどのように設定するのか、協議が必要です。**

介護保険制度における第1号保険料

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。（第8期（令和3～5年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,014円）
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて、段階別に設定されている。（標準は9段階）

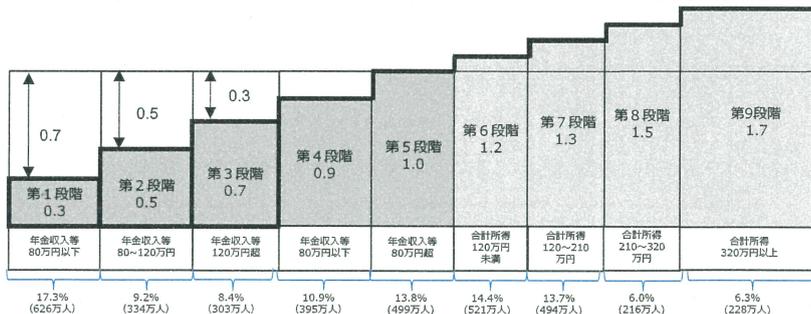


介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例

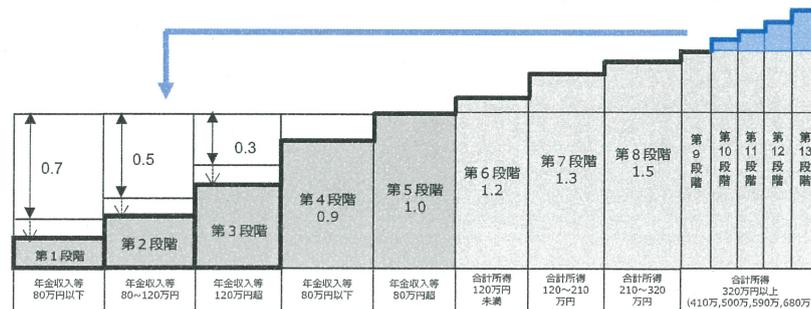
令和5年7月31日
全国介護保険担当課長会議・参考資料9

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

<現行制度>



<見直し例>



第1段階～第3段階の乗率の例

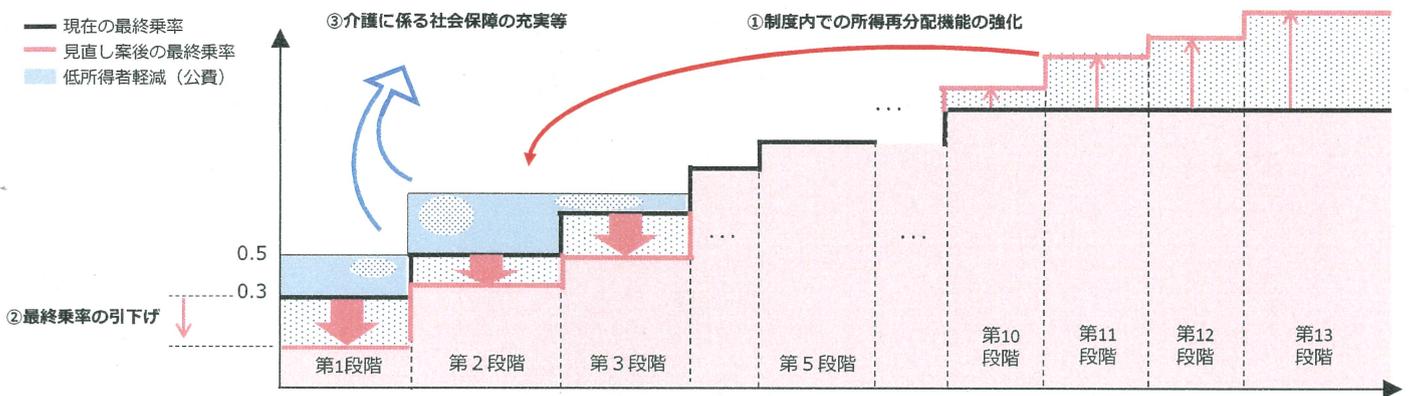
①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69

第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

第1号保険料に関する見直しの方向性（案）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要。
- 昨年の中世世代型社会保障構築会議報告書でも、「『中世世代型社会保障』は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。」とされている。
また、昨年の部会意見書でも、「既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討し、「具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について（中略）早急に結論を得ることが適当」とされている。
- ・ 高所得者に係る標準段階の多段階化、乗率設定については、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の実態等を考慮して、段階数・乗率を設定することとしてはどうか。
- ・ 低所得者に係る乗率設定については、多段階化によって生じた保険料財源を所得再分配機能の強化に活用し、介護給付費が増加する中でも低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）を設定することとしてはどうか。
- ・ 低所得者軽減に活用されている公費と保険料の多段階化の役割分担等については、保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、公費の一部を介護に係る社会保障の充実に活用することを検討し、年末までの予算編成過程において調整することとしてはどうか。
※ 社会保障と税の一体改革における「社会保障の充実」として、1号保険料の低所得者軽減のほか、介護職員の処遇改善等を公費で実施。



（参考）第1号保険料の段階設定の状況（第8期）

（1）保険料段階数別の保険者数

段階数	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20～24	25	合計
保険者数	751	187	187	161	119	63	41	31	17	10	2	1	1	1571
割合	47.8%	11.9%	11.9%	10.2%	7.6%	4.0%	2.6%	2.0%	1.1%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%	
累積割合	47.8%	59.7%	71.6%	81.9%	89.4%	93.4%	96.1%	98.0%	99.1%	99.7%	99.9%	99.9%	100%	

介護保険計画課調べ（令和2年4月1日現在の全1571保険者を対象）

（2）最上位の段階の基準額に対する乗率の分布

割合	1.7未満	1.7	1.7超～1.9未満	1.9以上～2.1未満	2.1以上～2.3未満	2.3以上～2.5未満	2.5以上～2.7未満	2.7以上～2.9未満	2.9以上～3.0未満	3.0以上～3.5未満	3.5以上～4.0未満	4.0以上
保険者数	4	744	142	306	157	81	65	23	9	22	13	5

介護保険計画課調べ（令和2年4月1日現在の全1571保険者を対象）

【介護保険料の段階設定および基準額に対する保険料率1】

黒い文字は現行、赤い文字は改定後（今後変動の可能性あり）

段 階	保険料率 Aで試算	対 象 者	年間保険料	R6推計	
第1段階	基準額×0.3	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円 以下の人	20,500 円 21,960 円	202	さらに引下げ可能
第2段階	基準額×0.5	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円 以下の人	34,200 円 36,600 円	331	
第3段階	基準額×0.7	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円 を超える人	47,800 円 51,200 円	289	
第4段階	基準額×0.9	住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円以下の人	61,500 円 65,800 円	127	
第5段階	基準額×1.0 6,100円	住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円を超える人	68,400 円 73,200 円	444	
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	82,000 円 87,800 円	268	対象額の変更あり
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	88,900 円 95,100 円	257	
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	102,600 円 109,800 円	129	
第9段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	116,200 円 124,400 円	31	
第10段階	基準額×1.75 基準額×1.8	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人 本人が住民税課税で合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	119,700 円 131,700 円	11	
第11段階	基準額×1.9	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	139,000 円	7	
第12段階	基準額×2.0	本人が住民税課税で合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	146,400 円	4	
第13段階	基準額×2.1	本人が住民税課税で合計所得金額が680万円以上の人	153,720 円	22	

3.第9期介護保険料の試算内容

(1) 被保険者数及び認定者数の見込み(単位:人)

	第8期 (R5は見込み)				第9期				伸び率 ※
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	合計	
第1号被保険者数	2,229	2,201	2,173	6,603	2,122	2,070	2,018	6,210	-4.7%
65歳～74歳	864	836	835	2,535	809	791	772	2,372	-5.3%
75歳以上	1,365	1,365	1,338	4,068	1,313	1,279	1,246	3,838	-4.4%
認定者数(1号のみ)	503	551	545	1,599	543	532	519	1,594	-2.5%
要支援1～要介護2	339	368	366	1,073	359	353	343	1,055	-3.9%
要介護3以上	164	183	179	526	184	179	176	539	0.4%
認定率	22.6%	25.0%	25.1%		25.6%	25.7%	25.7%		

※ 伸び率は、(第9期(令和6～8年度)の平均値÷令和5年度の推計値)－1で表示しています。

- ・ 第1号被保険者数は、前期高齢者(65～74歳)も後期高齢者(75歳以上)も、減少する見込みです。
- ・ 要支援1～要介護2の認定者は減少傾向です。要介護3～5の認定者は横ばいです。

(2) 給付費の見込み(単位:千円)

主なサービスの種類	第8期 (R5は見込み)				第9期				伸び率
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	合計	
在宅サービス	198,721	196,250	237,157	632,128	213,846	208,774	203,304	625,924	-12.0%
訪問介護	19,823	23,081	25,515	68,419	25,581	25,660	25,660	76,901	0.5%
訪問看護(予防含む)	6,565	7,070	7,217	20,852	7,335	7,209	7,209	21,753	0.5%
訪問リハビリ(予防含む)	4,866	5,188	5,112	15,166	4,861	4,677	4,677	14,215	-7.3%
通所介護	72,337	72,307	74,254	218,898	74,196	71,322	68,497	214,015	-3.9%
通所リハビリ(予防含む)	11,337	13,946	14,283	39,566	14,491	14,491	14,491	43,473	1.5%
短期入所系(予防含む)	21,512	7,552	17,973	47,037	17,188	17,232	17,276	51,696	-4.1%
福祉用具貸与(予防含む)	19,431	22,435	23,209	65,075	24,639	23,890	23,104	71,633	2.9%
居住系サービス	68,104	68,927	67,005	204,036	75,513	75,513	75,513	226,539	12.7%
特定施設入居者生活介護	13,331	12,663	18,289	44,283	18,465	18,465	18,465	55,395	1.0%
認知症対応型共同生活介護	54,773	56,264	57,275	168,312	57,048	57,048	57,048	171,144	-0.4%
施設サービス	410,850	448,685	505,365	1,364,900	472,895	472,895	472,652	1,418,442	-6.4%
介護老人福祉施設	291,499	299,166	315,373	906,038	314,114	314,114	313,871	942,099	-0.4%
介護老人保健施設	55,629	56,040	146,825	258,494	142,382	142,382	142,382	427,146	-3.0%
介護医療院	8,631	14,453	16,657	39,741	16,399	16,399	16,399	49,197	-1.5%
介護療養型医療施設	55,092	55,026	32,135	142,253					
その他*	64,328	59,851	60,311	184,490	70,533	70,280	68,760	209,573	15.8%
合計	742,003	773,713	869,838	2,385,554	832,787	827,462	820,229	2,480,478	-4.9%

※その他給付費…審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

・伸び率は、R6～8年度の平均値をR5年度の数値に対しての率で示しています。

・厚生労働省提供の「介護保険見える化システム」により、第1回の試算では、R3・4年の実績値から第9期費用額の推計値を示しており、補正をしませんでした。

・第2回試算では、高い伸び率を示していたサービスについて令和5年度見込み同様に推移するように補正しました。

(3) 地域支援事業費の見込み(単位:千円)

主なサービスの種類	第8期 (R5は見込み)				第9期				伸び率
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	合計	
介護予防・日常生活支援総合事業	65,093	59,413	59,205	183,711	58,899	59,547	58,992	177,438	0%
訪問介護相当サービス	9,934	7,857	7,857	25,648	7,857	7,857	7,857	23,571	0%
通所介護相当サービス	29,456	23,997	23,577	77,030	23,997	23,997	23,997	71,991	2%
通所型サービスC(短期集中型)	45	8	76	129	70	70	70	210	0%
介護予防ケアマネジメント	12,151	13,201	13,201	38,553	13,201	13,201	13,201	39,603	0%
一般介護予防事業	13,475	14,323	14,467	42,265	14,467	14,467	14,467	43,401	0%
その他(見守りサービス)	32	27	27	86	27	27	27	81	0%
地域包括支援センター運営・任意事業	9,719	9,832	10,758	30,309	9,832	9,832	9,832	29,496	-9%
地域包括支援センター運営事業	9,499	9,388	9,388	28,275	9,388	9,388	9,388	28,164	0%
任意事業	220	444	444	1,108	444	444	444	1,332	0%
包括的支援事業(社会保障充実分)	11,988	12,775	12,775	37,538	12,775	12,775	12,775	38,325	0%
在宅医療・介護連携推進事業	1,324	1,166	1,166	3,656	1,166	1,166	1,166	3,498	0%
生活支援体制整備事業	1,812	1,651	1,651	5,114	1,651	1,651	1,651	4,953	0%
認知症施策関係事業	8,631	9,747	9,747	28,125	9,747	9,747	9,747	29,241	0%
地域ケア会議推進事業	221	211	211	643	211	211	211	633	0%
地域支援事業費合計	86,800	82,020	82,738	251,558	81,506	82,154	81,599	245,259	-1%

・地域支援事業は、R5年度の取組を継続するように費用額を見込んでいます。

(4) 保険料の算出過程

	合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
+ 標準給付費見込み額	2,480,478,370 円	832,787,177 円	827,461,883 円	820,229,310 円
+ 地域支援事業費見込み額	245,260,313 円	81,506,353 円	82,154,480 円	81,599,480 円
- 国・県・町の負担分	2,098,818,786 円	704,006,018 円	700,404,600 円	694,408,168 円
= 第1号被保険者負担分相当額	626,919,897 円	210,287,512 円	209,211,763 円	207,420,622 円
- 調整交付金見込み額	305,093,000 円	106,022,000 円	101,829,000 円	97,242,000 円
- 保険者機能強化支援金等	10,800,000 円			
- 介護保険準備基金取崩し額	0 円			
= 保険料収納必要額	443,922,781 円			
÷ 予定保険料収納率	99.7 %			
÷ 所得段階補正後の被保険者数	6,035 人			

4. 2050年までの介護保険料の推計

今後、中長期的な介護サービスの見込みを把握するため、第9期では、2050年までの基準額を算定することになっています。
多段階Aを用いての算定結果は、次のとおりです。

	第8期 (2021~2023)	第9期 (2024~2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
保険料基準額 (月額)	5,700円	6,100円	7,692円	9,364円	10,582円	9,854円	11,964円
第8期に対する伸び率		1.07倍	1.35倍	1.64倍	1.86倍	1.73倍	2.1倍

※ 令和12年以降の推計は、現行制度をもとに算定しています。また、これは今後の施策を検討する上での基礎資料とするものであり、この金額が保険料基準額となるわけではありません。

5. 「介護保険準備基金」の取り崩しについて

★ 第9期介護保険料の算定に当たり、介護保険準備基金の取り崩しについて、検討する必要があります。

最新の基金残高と、基金取り崩しによる保険料の引下げ効果(見込み)は、次のとおりです。

今後の推計状況を踏まえながら、取り崩しについて協議する必要があります。

介護保険準備基金 残高 2億1,233万1,672円

・1,000万円取り崩すと



月額 138円 引き下げる効果があります。(多段階A)